

【社会福祉主事とは？】

★

「社会福祉法第 18 条第 1 項、第 2 項」

社会福祉主事は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村に置かれる職であり、福祉事務所を置かない町村においても社会福祉主事を置くことができる。また、社会福祉主事に任用する資格のことを、社会福祉主事任用資格という。

「社会福祉法第 18 条第 3 項、第 4 項」

社会福祉主事の職務は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことである。

「社会福祉主事任用資格」

社会福祉主事任用資格は、福祉事務所の現業員として任用される者に要求される資格(任用資格)です。福祉関係の資格としては、もっとも歴史が古いものの一つなので、社会福祉施設職員等の資格にも準用されています。

資格取得方法は（3 番目の試験は実際には実施されていません。）

- ・ 大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- ・ 厚生労働大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了した者
- ・ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

「社会福祉主事の職場」

社会福祉主事は、福祉事務所等において、社会福祉各法に定める援護、育成又は更生の措置に関する業務に携わるケースワーカーとして働いています。また、社会福祉施設の施設長や生活相談員、社会福祉協議会の福祉活動専門員等としても働いています。